

香川県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和7年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

### 香川県規則第61号

香川県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則

(香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県自然環境保全条例施行規則(昭和49年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、<u>同法第22条の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u></p> <p>ケ 略</p> <p>(12)・(13) 略</p>	<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第18条 条例第18条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、<u>同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u></p> <p>ケ 略</p> <p>(12)・(13) 略</p>

(香川県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県立自然公園条例施行規則(平成3年香川県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1(第19条関係)</p> <p>1～69 略</p> <p>70 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第21条の規定により旅客不定期航路</p>	<p>別表第1(第19条関係)</p> <p>1～69 略</p> <p>70 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、<u>同法第20条の規定により不定期航路事業</u></p>

事業の許可を受けた者、同法第22条の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

71～73 略

の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

71～73 略

(香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則(平成18年香川県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定希少野生生物保護区における許可を要しない行為)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、<u>同法第22条の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u></p> <p>コ 略</p> <p>(9)・(10) 略</p>	<p>(指定希少野生生物保護区における許可を要しない行為)</p> <p>第12条 条例第18条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、<u>同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u></p> <p>コ 略</p> <p>(9)・(10) 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。